

中小企業政策審議会経営安定部会
第 19 回議事録

中小企業庁経営安定対策室

中小企業政策審議会第19回経営安定部会
議事次第

日 時：平成21年6月19日（金）16:30～18:21

場 所：経済産業省別館8階843会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 小規模企業共済制度の見直し（案）について
- (2) 完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について
- (3) 中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方（案）について
- (4) その他

3. 閉 会

○奈須野室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会第19回経営安定部会」を開催したいと思います。

本日は御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

当部会の委員及び臨時委員の総数は17名でございますが、本日、遅れて来られるという連絡のありました委員の方々を含めまして13名の委員及び臨時委員の御出席をいただいております。過半数の出席を得ておりますので、本日の部会は成立しております。

なお、前回同様、本部会の議事録及び資料とともに公開となりますので、御了承いただければと思います。

議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。

お手元に資料1～資料3までと、参考資料として最近の私どもで講じました経済対策の一連の資料を配付させていただきました。不足等がございましたら、事務局まで申しつけていただければと思います。

それでは、議事進行は、この後、足立部会長にお願いしたいと思います。

○足立部会長

本日の議題は3つでございます。議題1の「小規模企業共済制度の見直し（案）について」、議題2は「完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について」、議題3は「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について 中間報告（案）」です。

まず、議題1につきましても、本年2月に本部会の浅野臨時委員を委員長とする小規模企業共済制度検討小委員会を設置して、加入者範囲の拡大を初めとする制度の見直しについて集中的な検討を進めてきました。その検討結果を「小規模企業共済制度の見直しについて（案）」としてとりまとめましたので、本部会において審議したいと思います。

それでは、佐藤財務課長から御説明をお願いいたします。

○佐藤課長

財務課長の佐藤でございます。

それでは、資料1「小規模共済制度の見直しについて（案）」で御説明をさせていただければと思います。50ページを見ていただくおわかりになると思いますが、今、部会長より御紹介がありました、今日も来ていただいております浅野臨時委員に委員長になっていただきまして、小規模企業共済制度検討小委員会で6月19日にまとめていただいた報告書がこの資料1でありまして、私が事務局として説明をさせていただきます。

それでは、めくっていただいて、目次に書いてございますように、中心的な課題は、従来より本部会でも何度か御審議いただいたと思いますが、加入者の範囲の拡大についてであります。その加入者の範囲の拡大をした場合、共済財政にどのような影響を与えるかといったことも併せて御審議をいただきましたので、2、3を中心に御説明をさせていただきます。

時間も限られておりますので、最初の「はじめに」のところを飛ばさせていただきます。

て「加入者範囲の拡大について」から御説明をさせていただきます。

まず、現行の小規模企業共済制度の加入資格でございますが、これは一言で申し上げますと、会社であっても、小規模企業者であっても、どちらとも常時使用する従業員の数が20人以下で、商業またはサービス業の場合は5人以下の個人事業主か、もしくは会社の役員の方が中心となっております。

そうすると、どういった方が抜けるというか、従来、課題になってきたかということでございますけれども、(1)の背景の後ろの段落の「小規模企業においては」から書いておりますが、会社形態の場合、会社の代表者の家族は役員として経営に参画することで、役員たる地位に基づき、本制度に加入することが可能である。

他方、同様に所有と経営が一致している個人事業形態の場合は、個人事業主と家族が実態として経営に参加している場合であっても、現行の加入対象者は個人事業者とされていることから、小規模企業共済制度への加入が認められていないとなっております。

かつ、最近個人事業者が高齢のため、事業に従事している子どもが実質的に経営を担うケースがあっても、個人事業主でなければ、どうやっても入れないということで、なぜ会社形態にすると、同じように働いている人が入れて、会社経営にしないと入れないのかという御疑問が相当あったということでもあります。

ただ、このところはいろんな意味でいろんな問題がございます、特に大きなものが税制の問題でございます。税制の問題はどういったことかということですが、一言で申し上げますと、個人事業主の方は、これは事業所得ということでもあります。

ただ、同様に働いていらっしゃる方、場合によっては個人事業主の方よりもはるかに経営自体をやっている方でも、所得税法56条で事業所得は分割できないということから、給与として共同経営者の方にはお金を支払っているということになります。

そうすると、税制上の区分といたしましては、共同経営者としたら、その方は給与所得、個人事業主の方自体は事業所得ということで、非常に税制上は取扱いが違うということで、共同経営という概念はないのではないのかというのを税制当局からかなり言われておりました。

ただ、税制のところと、この共済の事業のところは必ずしも同じに考えなくていいのではないのかといった指摘も相当ございまして、5ページの欄外の注9に書いてございますが、21年度税制改正大綱、昨年末に与党の税制改正大綱から出たものといたしまして、小規模企業制度及び中小企業退職金共済制度の加入者の範囲の見直しについて、今後、各制度における加入者範囲の見直しが行われる際には、新加入者の制度上の位置づけ等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置すると、検討ではなくて措置をするというふうに決まったこともあって、非常に大きな問題であった税制の取扱いに関しては、この新規加入者のところで、共同経営者の地位がどういったものであって、どういう人かというのをきちんと整理をすれば、税制上も措置をするということになりました。

この決定も踏まえまして、非常に景気が悪いというところで、個人企業の方も安心して、

安定感を持って事業を進めていただくように、この共済制度を広げるべきであるという社会的背景もありまして、今回、小委員会の方で検討を進めていただいたということであります。

それでは、新規加入対象者としての「共同経営者」ということではありますが、これは実際どういう方にするかということをご自分で書かせていただきました。まず、共同経営者であるということならば、必ずしも家族、親族でなくてもいいはずである。いわんや、青色申告者といった税法上の地位にある方でなくてもいいはずだということを書いておられます。

ただ、非常に重要なところとしては、これは当たり前と言えども、これは当たり前の話なんですけれども、名前だけ共同経営的なものというのはいささかおかしい。まず、事業に従事しているということ。おれは後継者として決めたと言っても、全くその事業、その会社の仕事をしていない人は、共同経営者とは、少なくとも今は言いがたいわけでありまして、事業自体に従事していることがまずもって事由のはずであります。

8ページ一番上に「共同経営者」のイメージを書いておられて、まず最初に、事業に従事していない者は外す。

もう一つ、事業に従事している者だったら、どんな方でも共同経営者、この小規模企業共済の加入対象者になるのかということ、それはおかしいわけでありまして、経営に参画していないような方というのは従業員ですから、厚生労働省の中小企業退職金共済の加入対象者の方に、この後、またちょっと御説明をさせていただきますけれども、入るべきではないか。そうすると、残られる方は、実際に事業に従事していて、個人事業主とともに経営に参画している方が小規模企業共済の新たに加わることとなるべきイメージの方でありまして、そうであるならば、個人事業主との続柄も問いませんし、経営に参加していれば後継者の方も当然入ると考えられるのではないかとということでもあります。

そうしますと、これをどのようにチェックをするかということになりますが、これは実質上の要件、形式上の要件、いろんなことを見ながら、本当に個人事業主とともに経営に参画している方かどうかというのを調べる必要がある。それに関して、具体的に8ページ、9ページ、この後に提案をさせていただいているところであります。

事業に従事しているかどうかということ自体は、8ページの中ほどに書いてございますが、まず、給料をもらっているかどうかであります。国民健康保険、介護保険の簡易申告書で、実際に収入があるかどうかということになります。ただ、非常に経営が厳しくて給料がもらえないようなときもございますので、必ずしもマストにしない。このほかに、例えば、連帯債務を負っているとか、そういった実質的なものを相当見るべきではないかとということでもあります。

次に、実際に事業に従事していることが確認できたら、次に、経営者か従業員であるかというチェックが必要であります。その場合、9ページに書かせていただいておりますが、事業の経営に参画という、会社法においては明確化されている概念をどのように考えるかということでもあります。会社法でしたら、役員は登記事項でありますので非常によくわか

ります。そうすると、実際に会社法で観念されるようなこと、経営の重要事項に関して決定をしているということ、例えば、経営契約的なものを結んでもらって、擬似会社形態的なものを契約上つくって、経営契約を結んでいる方に関しては、経営者として取り扱えばいいのではないかと書かせていただいています。

こう言うと、そんな抽象的なものが本当にできるのかどうかということではありますが、10ページの上の方に書かせていただいておりますが、農業者年金というものがあまして、この農業者年金におきまして、農業者と農業経営協定というのを結んだ農業者の配偶者、または直系卑属に関しては、農業者年金に入れて、保険料の一部に対して国家助成まで受けているという形になっております。いわば同じような共済で前例が明確にあるということでございます。これを小規模企業の共済に関しましても同じように援用できないかということでもあります。

イメージとしては、例えば、31ページを見ていただいて、これは農業共済の場合の経営契約のイメージでございますが、こういったものを小規模企業の方も、事業者の方と共同経営者になりたいと思う方が結ばれたら、それで見ればいいのではないかと考えております。中核のところは、業務執行でありますとか、損益の分配に関して、事業者の方と共同経営者の方は協議を明確にするということで、まさに業務の中核の意思決定に参加していることを契約をしていただくことが必要ではないかと考えております。

こういう事務的なことが小規模企業の方にできるのかどうかというのは、こう言うと非常に語弊があるかもしれませんが、農業者の方でもやっていたらいいものなので、実際には問題はないのではないかと考えております。

あと、もう一つ、経営者ということですので、従業員に対して指揮監督権限を有するかどうかということ。これも注の規則的なところで担保をしていただくということで「共同経営者」のメルクマールとするということでもあります。

逆に、経営契約を結んでいないとか、指揮監督権がないような場合は従業員ということで、中退協の方に入らせていただくことになると思います。

それで、中退共の方なんですけど、お詳しい方は御案内かと思えますけれども、ちょっと飛びまして13ページにも書いてございます。中退共の場合には、会社でありましても、会社になっていない場合の個人事業主の形態でありましても、親族だけでしか行われていないような形態の場合は、これは従業員として中小企業退職金共済制度に今のところ加入できないことになっております。私どもの検討と一緒に厚生労働省の方でこのところは検討していただいて、制度改正、恐らく省令改正になると思えますけれども、同居の親族のみでも労働者と考えて中退共に入らせていただくような制度改正を同時にしたいということ聞いております。厚生労働省と連携を図るということで、実際に働いていらっしゃる方は、小規模企業共済か中小企業退職金共済制度、どちらかに必ず入っていただけるような形にできないかということを考えております。

12ページに戻りますけれども、共済事由の方ですが、今のところは、共済金A、B、準

共済とありますが、基本的には、大変な場合に限って、非常に困難な場合に從って共済金が高くなっている形になっております。それは共同経営者が入ることになっても、原則として、共済事由のところはほぼ同じく考えることが必要であるのではないかという御提言をいただいているところであります。

それでは、共同経営の方が新たに入った場合、その前に問題となってきますのは、財政に与える影響はどういうことかということでありまして、雑駁に考えますと、対象者の方が増えると、今、1%の予定利回りでありますけれども、それより高い利回りであれば、たくさん入れば入るほど、当然のことながら共済財政はよくなるわけでありまして、折からの非常な世界危機の中で、資産運用の状況は、これは小規模企業共済だけではないんですが、非常に悪くなっておりまして、現時点ではマイナスになっている。繰越欠損金は昨年度末で約1兆円、恐らく今だと1,000億以上縮小していると思っておりますが、そういった状況のところ、仮に共同経営者の方が入れることになった場合、どのように財政はなっていくのかというのを考えたということでありまして、今は予定利率1%で考えておりますが、増えた場合だけではなく、予定利率を0.5%に引き下げた場合はどうなるのかとか、付加金を出した場合はどうなるかといったこともすべて検討していただいたということでありまして。

結論といたしましては、17ページ以下にいろいろ書いてございます。資金運用に関しましても、現状維持型、2割程度マーケットで運用しているという今のやり方ですが、それを更に積極運用にする、あと、安全運用にするということもすべて考えまして、どのように移っていくかというのをすべてシミュレーションをやった結果が出ております。

41ページを見ていただくと、繰越欠損金の解消が見込まれる年度、50%の確率で繰越欠損金を解消する年度、また、5%の確率で繰越欠損金額の最小値が残っているところもすべて計算をいたしまして、普通に考えると、この安全運用型、今の運用の仕方が一番重要であって、繰越欠損金の解消の可能性も、非常に多く繰越欠損金額が残っていくということも、どちらもないということかなと、これはある意味だと当たり前かもしれませんが、提言をいただいているわけでありまして。

それと、非常に重要なところで、マーケットが回復していれば、ある程度は減っていくというのが、いろんなシミュレーションで出ているわけでございます。18ページ以下に書かせていただいた繰越欠損金解消計画であります。今後、加入者の方に安心感を持っていただくということだと、今後の繰越欠損金解消の道筋を明確にすべきではないかという御意見を随分いただきまして、繰越欠損金解消計画を策定すべきではないかという意見がございまして、それをまとめていただいたというものであります。ここに書いてございまして、基本的に、平成30年度～35年度をめどに繰越欠損金の解消を図る。

20ページを見ていただきまして、計画を立てて、非常に重要なところは、その計画に大幅に遅れしまうような場合。大幅に遅れる場合とは、以下の要件を満たす場合ということで、19ページに書いておりますけれども、一言で言うと、解消年度が5年以上遅れるような場

合、また、逆に5年以上早まるような、非常にうまくいく場合は、予定利率引下げか引上げを必ず考えるべきではないか。それをこの中小企業政策審議会で審議を必ず行っていたと、計画のところにビルトインをしているということでもあります。

計画を立てさせていただきますので、それが5年遅れるときはどちらかにするというのを前提に審議をしていただく。勿論、審議をしていただいて、何らか特殊な事情があって、この5年間遅れた、早まったというのが、もう少し様子を見ようとか、特段問題がないというふうに、中政審の方で結論をいただいた場合は動かしませんけれども、5年間遅れる、早まる場合というのは、原則的に何らかの措置を打つというのが、この計画の趣旨でございます。

というのを今回決めさせていただきますと、足元で見ると、繰越欠損金が、これは勿論、概念上のものではございますが、あることを踏まえて、安全、安心を共済事業自体として保つために、このような計画を今後つくって考えていただきたいという答申をいただいております。

私からは以上であります。

○足立部会長

ありがとうございます。

なお、小規模企業共済制度検討小委員会の委員長である浅野委員から御説明がありましたら、お願いいたします。

○浅野臨時委員

では、2点ほど補足させていただきたいと思っております。

先ほど佐藤課長から説明がありましたように、中退共の方でも、個人業種の家族従業員の従業員の方の加入というのを今、進めていただいております。その場合、問題になるのは、中退共の方には従業員として、こちらの制度には経営者として、二重で加入するようないかならないかということですが、それについては、そういうことがないように、お互いに相手方に加入していないかどうかを確認してから加入させるように、今後、事務局の方で進めていただくことになっております。

もう一つは、余剰が出た場合の付加給付をするかどうかということなんですが、実を言うと、中退共の場合は、同じように累積欠損を抱えているんですが、単年度で運用がうまくいった場合、予定している欠損金の解消を相当上回るような利回りが出た場合には、一部を付加共済に回すという制度になっています。当制度の方は、そうしたことをせずに、専ら累積欠損の解消に回すという仕組みになっております。

実を言うと、ここ2年ほどの金融危機の影響で、当共済の場合も累積欠損がかなり増えております。ただし、16年度に独法化してから20年度までは、平均すると利回り実績が1%でしたので、予定利率1%をちょうどカバーしたということですので、独法化したときからの累積欠損という意味では、少し増えた程度で余り変化はございません。

ただし、当初の予定ですと、相当の規模で減っていた、5,000億ぐらい減っていたはず

のものがもとへ戻ってしまっているわけですから、今後、累積欠損が解消するまで、また12～13年かかるという計算になりますので、その間、付加共済は全くなしということだと、契約者に対して厳しいかなということで、検討会の中では、中退共のように、運用がうまくいった場合には、付加共済金を出すようにしてはどうかという意見も一部ありました。

そういうこともあったので、いろんなシミュレーションをしたのですが、結果的に申しますと、運用がうまくいったときに付加共済を出すということになると、その分だけ累積欠損の解消が遅れて、付加共済をつけない場合には今後12～13年で累積欠損が解消するの、更に3年ほど遅れるという計算になります。こういう状況の中で更に2～3年遅らせるのはどうかということで、基本線としては、検討会の中心の意見としては、付加共済金につけないということで一応まとめさせていただきました。

以上です。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

ただいま佐藤財務課長と浅野委員から説明のありました報告書（案）につきまして、御質問がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○眞柄臨時委員

これは、シミュレーションか何かでは、加入者はどのぐらい増えるということですか。

○佐藤課長

大体、年間1万人程度増える。37ページを見ていただけますでしょうか。一番下に赤字で書いてございますが、これは中小企業庁、中小機構、両方アンケートいたしまして、当たり前のことですが、結果が大体同じようになっておりまして、平均6,000人～1万2,000人ということですので、1万人ぐらい増加というふうに仮定をいたしました。本当は毎年1万人ではなくて、最初に多く入るんでしょうけれども、一応、1万人ぐらいで10数万人ぐらい、この制度改正をすることによって入るということを念頭に置いて計算をいたしました。

以上です。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○荒牧委員

先ほど付加共済金の件で御説明いただいたんですけれども、予定利率を引き下げたときに、既存の方の不利益に対する補償的な考えというのはないのでしょうか。

○佐藤課長

実際問題としては、下げた場合というのは、将来的なものは下げたもので計算しますが、制度変更のときまでは、それまでの予定利率で考えるということは今までもやってきましたし、恐らく将来的にもまず間違いなくそうすることになると思います。

○荒牧委員

現状では、付加共済金の支給という形での実際の決済はできないということですね。

○佐藤課長

ですから、完全に共済再計算はしなくて、将来的に、例えば、今のところ全くやるつもりはないですけども、来年の4月1日から1%を0.1%に下げるんでしたら、来年度の4月1日以降の掛金分から実績0.1%にするとかいうことをやることになって、将来、うべかりし利益に関しては、予定利率を引き下げると、そこに関しては下になりますけれども、過去、実際、既最低的になっているものまで引き下げるということは、今までにやったことがないです。

○荒牧委員

ありがとうございます。

○足立部会長

ほかにいかがですか。どうぞ。

○眞柄臨時委員

加入資格の継続的な確認というのが結構難しいというか、意図的なことがあれば、かなり突っ込んでやらないと、本当にまだ加入資格を満たしているのかどうなのかが確認しづらいと思うんですけども、その辺ほどの程度までやるようになっているんですか。

○佐藤課長

今日、寺田委員も来られていますけれども、そこはできる範囲でやっていただこうかと思っております。それを守らない場合は、罰則的なのとか、当然、解約にもなりますし、少なくとも入っていらっしゃる方には決して得にならないこととなります。取扱いを実際にされている団体の方にそこを厳密にやっていただくというのは事実上無理ですので、ペナルティーはきちんとやるということで、本当に継続的にいちいち見るというのは無理だと思っております。

○眞柄臨時委員

そもそもペナルティーというのは何ですか。

○佐藤課長

それは虚偽ということになりますので、少なくとも今まで掛けていただいた掛金がチャラになるわけです。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

先ほど付加給付金の扱いが中退共と共済と異なるとおっしゃいましたが、それは、加入者にとってオルタナティブで選択の余地があるという事態は想定する必要はない、それぞれ資格が違うということですか。

○浅野臨時委員

はい、全然違うということですよ。制度で、向こうは付加共済金、こちらは全くなし、専

ら累積欠損の解消にまずは充てるということになります。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。もしございませんでしたら、それで一応、切らせていただきます。ありがとうございます。

それでは、特に修正意見もございませんようですので、本案を部会としての報告書といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立部会長

どうもありがとうございます。

なお、小規模企業を取り巻く厳しい経営状況を踏まえますと、小規模企業共済制度の見直しは喫緊の課題となっております。このために、パブリックコメントにつきましては、行政手続法上、審議会の報告書のとりまとめに際しては求められていないこと、中小企業政策審議会運営規定第5条ただし書きにより、迅速性及び緊急性を要する場合は必要としないとされていることを踏まえまして、行わないものいたします。

続きまして、議題の2について、事務局である奈須野経営安定対策室長から説明をお願いいたします。

○奈須野室長

それでは、お手元の資料2をごらんいただければと思います。「完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について」御説明申し上げたいと思います。

ページを開けていただければと思います。最初に、完済手当金制度の背景と資金について若干申し上げたいと思います。(1)のところにありますけれども、倒産防止共済制度につきましては、共済金の貸付を受けた者については、当該貸付金の10分の1相当額について、納付した掛金の合計額から控除されることとなります。

これは、本制度が、与信審査を行わないで、無担保、無保証で貸付を行う制度でありますので、どうしても一定の割合で貸し倒れが発生してしまいます。この貸し倒れを補填する意味で、10分の1の権利消滅部分を充当しているわけでございます。

ただ、この部分につきましては、この制度創設以来、10分の1の権利消滅について負担が重いというような意見もございしますので、実質的な負担を軽減する意味で、収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じると見込まれる場合には、償還期日までに共済金を完済した者に対して、その余裕財源から権利消滅の一定割合を還元するというような完済手当金制度が設けられております。

完済手当金の支給に当たりまして、余裕財源の推計の方法なんですけれども、法律に基づきまして、基本的には10年の推計期間を設けてございます。この推計期間の終了をもって制度を廃止したときに余裕財源が生じているかどうか、これが余裕財源の原資になります。

この余裕財源の推計に当たりまして、これまで推計方法といたしまして、基本的には、

おおむね過去5年の平均値を用いて計算していたわけなんですけれども、昨年、共済事由発生率につきましては、5年間では経済状況がよいときだけをサンプルに用いることとなりますので、経営の安定ということを考えると非常にリスクだということで、昨年、過去10年平均・1標準偏差ということで修正、変更いただいたところでございます。その他の部分につきましては、おおむね過去5年の平均値を用いて余裕財源の計算を行っているところであります。

2ページ目になりますけれども、今回、推計の条件につきまして、2項目について見直しを図りたいと思っております。

1つ目が、支出項目につきまして、前納減額金の追加ということでございます。余裕財源の計算につきましては、省令で収入支出項目が定まっております、収入につきましては、掛金の額、回収金の額、運用収入、支出項目につきましては、共済金の貸付額、完済手当金の額、それと支払利子、この3つそれぞれについて収入支出を計算することになっております。

ただ、完済手当金を導入した当時、この前納減額金につきましては、額が非常に少額だったということもございまして、支出項目としてはみなしておりませんでした。この前納減額金は掛金から直接引いて納めていただくものではなくて、実は、納付した翌年度に減額相当額を支給するというので、中小機構の会計においては費用として認識してございます。したがって、この額について、高額になってきておりますので、この部分について新たに支出項目として御承認いただければと思っております。

直近の実績で見ますと、19年度では約2億円ということになりますけれども、将来の推計期間10年で見ますと、約13億円ということで、余裕財源の額に大きな影響を与える額になりますので、改めて支出項目として加えたいと思っております。

2点目が回収率でございます。回収率につきましては、おおむね過去5年の平均値で率を算定してございます。3行目に書いてございますけれども、この回収率の計算方法が、実際の償還額をその年の約定どおりの償還予定額で割ったものになっております。したがって、例えば、繰上償還とかがあった場合につきましては、償還額が分子になりますけれども、分母の方の約定どおりの償還予定額には変更がございませんので、繰上償還があった場合には回収率が過大になるようなこととなります。逆に繰り下げた場合には過小に評価されるということで、非常に実態にそぐわないのではないかという意見が今まで多く出されております。それと併せて景気変動でも左右されますので、実際の回収率、例えば、累計の回収率と比べて見ると、相当乖離が生じているということで、この際、過去5年の平均値から累計の回収率に変更させていただければと思っております。

この累計の回収率につきましては、分母は累計の貸付のうち、償還の期日が到来したものを計上してございます。分子の方は、累計の回収額を計上しておりますので、より実態に近いものとなるかと思っております。したがって、今回は前納減額金の支出項目と併せて、回収率について、過去5年の平均値ではなく、20年度から累計の回収率を採用させていた

だければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○足立部会長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について、御意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。

どうぞ。

○浅野臨時委員

今みたいに推計方法を変えることによって、実際に完済手当金の支給要件というのは、ここ1～2年の見通しで多少影響はあるんでしょうか。

○奈須野室長

これまで回収率5年平均を使っておりましたけれども、累計にすることによって回収率がモデレートになるというか、若干下がってまいりますので、回収できるだろう額が勿論小さくなりますので、安全サイドで見れば、余裕財源の額というのは若干小さくなるのではないかと考えております。

ただ、完済手当金、あるいは余裕財源の考え方自体が、将来の推計期間10年後に、この制度を仮に閉めた場合に、どのぐらい余裕財源が生じているかということになりますので、より実態に近い形になるのではないかと考えています。回収率は、8ページをごらんいただきますと、非常に変動が激しく動いてございます。ボトムが81%ぐらい、直近ですと91%ぐらいということで、ここ数年だけ見ても回収率が非常に動いておりますし、今後、景気変動で、景気が悪化すれば回収率も下がることも予想されますので、収支を見る場合は、閉めた場合、どうかということ考えた場合は、累計で見た方がより実態に近いような数字になるのではないかと考えております。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。

こういった場合に、3年とか5年の期間にわたって、旧の方法と新の方法で両方計算して示すといったことが行われることがあります、いかがなんでしょうか。

○奈須野室長

これも決算終了後に計算することになりますので、現時点では数字は用意してございません。決算の数字が確定するのが6月末、それから計算することになりますので、更に1～2か月時間を要しますので、今回は計算が間に合っておりません。

○足立部会長

浅野先生、そういったことには意味がありましようか、どうでしょう。

○浅野臨時委員

それによってどれぐらい違うのかをしてみることもいいかなという気がいたします。

○足立部会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかには御意見ございませんか。ありがとうございます。

それでは、ほかには御意見等ございませんようですので、事務局から説明のありました完済手当金の余裕財源の推計に係る条件についてを了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立部会長

どうもありがとうございます。

引き続き、議題3につきまして、事務局である奈須野経営安定対策室長から御説明をお願いします。

○奈須野室長

それでは、資料3「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について 中間報告(案)」に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

本共済制度の見直しに当たりましては、昨年、平成20年6月の第17回中小企業政策審議会経営安定部会におきましても議論いただいたところです。そこでいただいた御議論及び中小企業倒産防止共済制度研究会、山本委員を座長にして1年間ほど検討を加えられましたけれども、その検討結果を踏まえまして、最近の中小企業者を取り巻く倒産の実態とか、あるいは中小企業者のニーズ、事業の収支状況や利用状況の推移を踏まえまして、本共済制度の今後の見直しの方向性について、本部会としての中間報告(案)をとりまとめたものを御説明申し上げたいと思います。

4ページ目のところで、この制度の現況について御説明申し上げたいと思います。まず、加入の状況でございますけれども、平成20年度末の在籍件数につきましては、約29万件ということで、本共済制度の対象となる中小企業者の約2割をカバーしていると考えております。

新規加入件数につきましては、平成4年度以降17年度まで減少傾向にありましたけれども、平成18年度から増加基調に転じ、直近の平成20年度においては大幅な新規加入の増となつてございます。ただ、併せて脱退件数も相当増加しており、在籍件数は平成7年度以降、一貫して減少傾向にございます。

お手元に参考資料をお配りしてございますけれども、1ページ目をごらんいただきますと、折れ線グラフで書いてございます。平成7年の47万2,000件余りをピークに減少傾向がずっと続いておりまして、19年度、29万3,000件ぐらいから、20年度で29万3,158件ということで若干微増しておりますけれども、一貫して減少傾向にあることがおわかりいただけるかと思ひます。

他方、掛金の月額ですけれども、これも平成20年度末における在籍者の平均の状況を見ますと、約2万9,000円と、掛金月額の上限であります8万円を積み立てている在籍者の比率は19%という状況になっています。これを平成20年度の単年度で見ますと、8万円

を積み立てる方については、新規加入者の約 32%ということで、平成 16 年度以降、増加傾向にあります。

次のページの貸付状況でございますけれども、昭和 53 年の制度発足以来、貸付金の実績につきましては、25 万 7,309 件、金額ベースですと 1 兆 7,527 億円ということで、連鎖倒産防止に非常に貢献しているのではないかと考えております。

平成 20 年度における貸付実績は 5,391 件、金額ベースですと 487 億円ということで、前年度の 19 年度に比べまして、それぞれプラス 50.4%、プラス 63.9%と、非常に昨年から増えてございます。

平均貸付額につきましては、平成 16 年度以降、上昇傾向にあり、平成 20 年度時点では 903 万円となっております。

他方、回収困難額につきましては、直近の 20 年度で見ますと、約 1,417 万円ということで、これも増加基調にあります。3,200 万円を超える件数につきましては、538 件ということで、全請求の約 10%に達しています。

(4) の償還状況ですけれども、平成 19 年度において、約定どおりの償還については 6 割弱、59.5%になっておりますけれども、他方、管理債権に移行したものが約 22%、その残りの遅延している案件については 18.6%となっております。

回収状況につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、20 年度末時点で 85.2%ということで、近年では 85%前後で、横ばいで推移しています。

一時貸付の状況ですけれども、これも平成 20 年度時点では 1 万 1,050 件、金額ベースで 205 億円と、掛金総額に対する割合で見ますと 82.6%ということで、貸付限度額の上限まで借りている状況がおわかりいただけるかと思えます。

それと、件数ベースですと 1 万件強ということで、先ほど共済金の貸付が 5,000 数百件と、一時貸付が非常に件数ベースでは多いことがおわかりいただけるかと思えます。

それと、一時貸付につきましては、金利の引下げを今年やっております、経済危機対策の一環といたしまして、この 4 月 23 日から 0.5%に引き下げております。来年の 4 月以降については 0.9%ということで、内部資金を活用して、原則、今後 0.9%で運用して、直近の 1 年間については、緊急対策として 0.5 に引き下げています。

財務状況につきましては、ここ数年、共済事由発生率が低水準で推移してきたこともありまして、毎年度の収支状況から剰余金に積み立てる完済手当金準備基金については、平成 20 年度末時点で 436 億円ぐらいになる見込みでございます。

7 ページ以降が今回の見直しの内容についてでございます。まず (1) の掛金月額、それと掛金総額、共済金貸付額の限度額の引上げでございます。

共済制度につきましては、幅広い中小企業者の加入者を募って連鎖倒産を回避するという、貸付限度額につきましては、できるだけ取引先の倒産の際の回収困難額となる売掛債権の額を踏まえまして妥当な水準となるよう、貸付限度額及び掛金総額について定められてきたところでございます。

このような状況から、昭和 55 年及び昭和 60 年にそれぞれ限度額の引上げを図ったところでございます。できりだけ多くの中小企業者にとって可能な限り倒産防止に資する制度となるよう、これまで検討してきたところでございますけれども、現在の掛金の水準は、直近ですと、最後の改正が昭和 60 年度になりますので、その後、長期にわたって据え置かれているような状況でございます。

先ほど在籍件数が一貫して減少傾向にあることを申し上げましたけれども、これを踏まえて考えますと、中小企業者のニーズにうまく対応できていない可能性があるということで、今回は特に中小企業者を取り巻く事業環境に照らして、現在の貸付限度額の水準が適正かどうかという観点で評価をいただいております。

まず、加入者のアンケートで見ますと、共済金の貸付限度額について引き上げる必要があるという要望が大体 25%程度でございます。

先ほどの資料 11 ページをごらんいただければと思います。現在の 3,200 万の水準で妥当だという判断をいただいております方々が大体 74%おりますけれども、残りの 26%が 3,200 万の水準では不十分だというふうに回答しております。主な理由としては、現在の売上高に対応するため不足であるとか、あるいは取引先 1 社当たりの取引額に十分対応できていないとか、あるいは回収に不安のある取引額についてカバーしようと思ったら、もう少し金額を上げてほしいというような要望が寄せられております。

非加入者についてのアンケートが次のページにあります。これも同じような傾向がございまして、75%ぐらいの方が 3,200 万で十分だという回答をいただいておりますけれども、残り 25%の方が引上げを要望しているような状況でございます。

この回答をいただいている 25%について、特に資本金規模で見ますと、資本金が 1,000 万以下の方ですと、低過ぎると回答いただいているのが 19%弱、5,000 万以下の資本金規模ですと 29%、5,000 万以上ですと 45%の方が低過ぎるということで、規模、あるいは取引高が大きくなるほど、現在の貸付限度額では低いという回答をいただいております。

事業規模が大きくなれば、当然 3,200 万では足りなくなるというような状況があるわけなんです。これについて、加入者についても同じような割合で加入いただければ問題ないわけなんですけれども、加入いただいている、想定している中小企業者と、加入いただけない中小企業者では、実は同じような割合になっていないのではないのかという仮説の下に、今回、調査をしております。

それと、今回、特に研究会で議論があったところなんですけれども、非加入者の潜在的なニーズも含めて、幅広い中小企業者のニーズに十分対応していないのではないのかという意見もいただいております。それと併せて、在籍件数が減少している状況では、新規加入者を増やす、あるいは脱退者を減らすという意味でも、限度額を引き上げたり、あるいは積立期間の短縮とか、そういう形での制度の魅力を高めるべきではないのかというような意見をたくさんいただいております。

次に、先ほどの参考資料の 13 ページを開けていただきますと、現在の回収困難額につい

てどのぐらいカバーしているのかを表にしたものでございます。3,200万円ですと、大体9割の中小企業者の方が加入者ではカバーしておりますけれども、16年度以降の推移で見ますと、93.6%から、ちょうど9割ということで、これも減少傾向にございます。

そういう意味では、共済制度の在籍者の中では、中堅規模の中小企業者が総体的に少なく、脚注のところに書いてございますけれども、オールジャパンで見た場合の中小企業者の製造業者は約27.5%いるわけなんですけれども、在籍者で見ると17.9%ということで、同じような割合で中小企業者が加入していない、外に中小企業者で加入してしかるべき者が相当数おられるのではないかと考えてございます。これが本共済制度の魅力の低下、あるいは在籍者が長らく減少傾向をたどった要因の1つではないかと考えています。

資料14を開けていただきますと、一般の平均売掛債権の状況を見てみたものですが、15年度～19年度までを見ても、平均の1社当たりの売掛債権の抱えている割合を産業別分布状況を踏まえまして見たものですが、15年度ですと、3,700万なんですけれども、19年度で見ると4,600万強ということで、売掛債権の1社当たりの抱えている金額は徐々に増えております。

次のページを見ていただきますと、昭和60年度当時の工業統計から推計した回収困難額の割合を見たものでございます。3,200万で回収困難額をカバーする中小企業者の割合というのは、工業統計から見ますと、昭和60年当時は約95%カバーしてございますけれども、直近の18年度のデータで見ますと87%ということで、下がってきております。

中小企業実態基本調査に基づきまして、中小企業者を資本金規模、あるいは従業員規模で見ますと、同じように3,200万でカバーする割合が88%、製造業者に限定して見ますと84%ということで、90%でカバーする割合が、これで見ますと5,000万ぐらいが必要な規模になるかと思えます。

本文の方に戻っていただきますと、9ページの中ほどになりますけれども、これとは別に、最近の取引の実態を見ますと、連鎖倒産のリスクを考えますと、複数の連鎖倒産の影響を受けている可能性が非常に多くなっております。比較的短期間で連続して取引先の倒産という事態に直面しているケースも勿論あるわけなので、2度目以降の連鎖倒産のリスクに耐えられないような場合が想定されます。そういう場合は、この共済制度の使命を果たしていない可能性があるのではないかと考えています。

先ほどの資料の16ページをごらんいただければと思います。過去5年間の回収困難額について、1加入者当たりの数字を拾ったものでございます。これで見ますと、過去5年の回収困難額を合計してみますと、3,200万でカバーできる割合が大体84%、5,000万円ぐらいまでいきますと93%ぐらいになってございます。

同じようなやり方で18年度から過去5年に遡ったもの、19年度から過去5年間遡ったもの、20年度から過去5年間遡ったものを右のグラフにして曲線にしております。20年度で見ますと、18、19と比べると下の方にシフトして、徐々にカバー率が下がってきているのがおわかりいただけるかと思えます。

次の 17 ページをごらんいただければと思います。特に最近、大型倒産の割合が非常に増えておりますけれども、直近の 20 年度で見ますと、上場企業で見ると、戦後最多の約 45 件の倒産がありました。負債総額 100 億円で見ても、共済加入者への影響が非常に多く出ております。大型倒産の影響を受けて共済金の貸付を受けた件数で見ますと、18 年度で見ると 1.1% ぐらいだったんですけれども、20 年度で 17% ぐらい、金額ベースで見ても 1.6% から 23% へとということで、共済契約者の影響を受けている割合がどんどん高まってきております。

次のページに、それではどのぐらいをカバーしているのかというのを同じように見てものですけれども、3,200 万円でどのぐらいがカバーできるかといいますと、大体 81.9% ということで、これまでのように 9 割をカバーしようと思うと、大体 5,000 万ぐらいないとカバーできないのではないかとということが伺えるかと思えます。

本文の方に戻っていただきまして、10 ページになりますけれども、以上のように幾つかの論点がございまして、最近の連鎖倒産の状況とか、あるいは潜在的なニーズを踏まえて見ますと、貸付限度額については、3,200 万というよりも、5,000 万ないしそれ以上の金額について、更に精査をした上で早急に結論を得たいというふうに考えてございます。

次の 11 ページをごらんいただければと思いますけれども、償還期間の延長です。今回、貸付限度額について、仮に引き上げた場合ですけれども、現行の償還期間は据置期間 6 か月、54 回の均等払いとなっておりますけれども、仮にこれをもう少し上げた場合につきましては、償還者について過度な負担にならないように、償還期間についても同じように延長することが必要かと考えております。

次に、12 ページ以降になりますけれども、共済事由の拡大についてでございます。現行制度では、共済事由といたしまして、法的倒産の手續と併せて金融機関の取引停止処分、この 2 つを大きく分けて対象にしてしておりますけれども、従来から共済事由につきましても、できるだけ幅広く対象にしてほしいということで、加入者が売掛債権の回収ができなくなった場合については、できるだけ対象にしてほしいというような要望が広く寄せられてございます。

ただ、共済事由につきましても、その発生や発生時期について、客観的に、形式的に判断するという観点から、公平に運用できることが求められております。今回、共済事由の追加に当たりましては、これまで慎重に扱うということで、倒産法制の整備の状況とか、あるいは私的整理の対象にするに当たりましても、できるだけ客観的に評価できるかどうかという観点から見直しを進めてまいりました。

13 ページ以降になりますけれども、現在の共済事由とほぼ同程度に公平に、なおかつ客観的に対象にできるということであれば、私的整理を加えていいのではないかとということで、研究会で 2 つほど基準として挙げられてございます。1 つ目が、取引先企業から弁護士、あるいは司法書士が代理人として委任されている場合。もう一つが、当該代理人から支払停止または一時停止の通知がされていること。こういう 2 つの点について、基準とし

て追加していいのではないかということで意見をいただいております。

ただ、私的整理を共済事由として位置づけるに当たりましては、これまでも偽装倒産のような不正な案件を排除するという観点から、客観的に、形式的に判断し得る要件ということで整理する必要がございますので、運用におきましては、これに加えまして、債権者一覧とか財産目録、こういうものを共済貸付の請求に際して、加入者、あるいは当該弁護士から徴求することによって、より慎重に判断できるのではないかという見方がございます。

このような観点から、14 ページになりますけれども、加入者が公正、公平、なおかつ迅速に共済金の貸付を受けるということを第一に考えますと、適切な手続を整備する必要があります。

もう一つは、自然災害について、加入者、あるいは取引先について影響を受けた場合に、共済事由に追加していいのではないかというのを検討してまいりました。ただ、取引先企業の倒産につきまして、連鎖倒産を防止するというような法目的から考えますと、大きく逸脱する可能性がございますし、自然災害につきましては、セーフティネットということで、政府系の中小企業金融機関での災害復旧貸付や、あるいはセーフティネット保証の対象になっておりますので、あえて今回対象にする必要がないと研究会で結論をいただいております。

次の 15 ページをお開けいただければと思います。先ほど完済手当金のところでも一部申し上げましたけれども、共済貸付金の 10 分の 1 の掛金の権利消滅、それと完済手当金及び繰上償還についてでございます。

まず、10 分の 1 の権利消滅につきましては、先ほど申し上げましたように、加入者の負担を軽減する観点から、廃止してほしい、あるいは見直しをしてほしいというような要望があるわけなんですけれども、共済金の貸付に当たりましては、与信審査を行わないで無担保、無保証ということで貸付を行っておりますので、どうしても一定程度の貸し倒れが発生してまいりますので、この部分のコストも充当する必要があります。現状では貸し倒れが約 15% 発生しておりますので、権利消滅の 10% を充当しても 5% ぐらい足りないということで、現実には運用益を充てて埋めているというような状況にございますので、10 分の 1 の権利消滅については維持せざるを得ないだろうと考えてございます。

ただ、ここの部分の負担の軽減につきましては、完済手当金制度ということで、昭和 55 年度から制度を導入してございますけれども、この完済手当金につきましては、これまで支払の実績がございませんので、引き続き負担の軽減方法として適切な方法かどうかを検討してまいりたいと思っております。

あと、繰上償還につきましては、10% 程度繰上償還する者も現におられるわけなんですけれども、ここの部分については、権利消滅が貸付時に実施されておりますので、その後、繰上償還した場合でも軽減されないということなので、期日どおりに償還した場合と比べますと、繰上償還した者の負担が実質的に重くなるというような状況がございます。した

がいまして、約定どおり償還した者と同等の負担となるように軽減することが合理的であることから約定どおりに償還した者と同程度になるように負担の軽減について考えていきたいと思っております。

あと、最後の新規加入時の申込金の扱いでございますけれども、申込金については、法律で加入時に申込金を添えて加入手続を取ることになっています。ただ、この制度につきましては、当初、安易に申込みをして、その後、安易に取消しをすることのないようにということで、事務の混乱を防ぐ観点から設けられておりましたけれども、これまでの実績等を考えれば、事務処理の実情を考えると、弊害は見受けられないという観点から、今後は現金を添えなくても申込みができるようにやっていきたいと思っております。同様の制度を実施しております中退共などでも現金を添えるような手続を踏んでおりませんので、特にこの点については弊害がないと考えておりますので、申込金を添えずに手続を取るように実施していきたいと思っております。

事務局の方からの説明は以上でございます。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

予定では、ここで中小企業倒産防止共済制度研究会の座長である山本委員から補足説明をお願いしようと思いましたが、ちょっと進捗が早かったので、どうでしょうか、質疑応答を少しやってから、あるいはすぐに、よろしいですか。では、お願いします。

○山本臨時委員

遅刻して来まして申し訳ありません。私の方から簡単に研究会の経緯をお話ししたいと思います。

基本的には、今、室長の方でおまとめいただいたとおりでございます。大きな論点としては、この報告書7ページ以下にある貸付限度額の引上げという問題と、12ページ以下の共済事由の拡大という問題がございました。

貸付限度額の引上げにつきましては、研究会の中では、かなりニーズはあるのではないかとということで、早い段階から、とりわけ潜在的なニーズがかなり認められるのではないかとということでございました。ただ、それを裏づける客観的なデータがなかなかなかったということで、とりまとめにやや苦慮した部分があったわけですが、研究会の中で、先ほど御紹介がありました連続した複数の倒産というものに直面している場合があるのではないかとか、あるいは昨今、非常に大型倒産の件数が増加しているので、大型倒産の場合にはやはりかなりニーズに応え切れていないのではないかとか、委員の皆様から、それぞれの御経験に基づいて、いろいろな具体的な提言がされ、それに応える形で、事務当局の御努力で、いろいろな客観的なデータが集められたということでございます。それを踏まえて考えると、研究会としては、基本的には一致して、やはり現段階で3,200万というのはやや低過ぎるのではないかと、それを引き上げる必要があるのではないかとということに意見としては一致したということになるかと思っております。

それから、共済事由の拡大の問題につきましては、これは恐らく本制度が創設されて以来の課題であろうかと思えます。現在は法的倒産手続、手形の取引停止処分だけを対象にしていますけれども、日本では、実質的に倒産状態に陥りながら、法的な手続を申し立てないという企業が非常に多いという実態があり、他方では、手形の取引件数が昨今、情報の電子化等、いろいろな問題があつて、非常に減少してきている。それに従つて取引停止処分も従来に比べれば、かなり小さなものになってきている。こういう現状を受けて、法的手続以外のもの、いわゆる私的整理と言われているものを共済事由に含めるべきではないか、そのニーズは非常に大きなものがあるのではないかとということがございました。

しかし、他方では、法的手続と違ひまして、私的整理というのは裁判所等が介在せず私人間で行われるものですので、先ほど室長から御紹介がありましたように、偽装とか、あるいは乱用的な共済の申立て等が起きる恐れが大きいものであるということで、そういうニーズに応えながら、どこまでそういう乱用的なものを防止できるような要件を定めることができるかということが研究会としては大きな論点になったということです。

その結果、見出せた一致点として、先ほどの13ページにございます弁護士、あるいは司法書士といった公的な資格を持った方が代理人として関与しているということであれば、勿論、裁判所のような法的機関ではありませんけれども、国家資格が付与されている方が関与されているということで、総体的にはそういう偽装のような問題が発生する可能性はかなり低くなるだろう。そういう人が責任を持って、支払停止、あるいは一時停止の通知をしているということにかんがみれば、これは裁判所における手続と同等のものとして、共済事由という形にしても、それほど大きな問題は発生しないだろう。

他方で、これによつて裁判所の外で行われている倒産で、実際には倒産状態にあつて、支払いが停止されて、資金繰りに困つておられる中小企業の方々のニーズに相当程度応えることができるのではないかとということで、いわば、そういうニーズに、この共済制度の趣旨にかなうような制度であり、他方ではそういう乱用的な、共済制度の趣旨に反したような利用がなるべくされないような、その均衡点として、このような要件を研究会としては考えたということがございます。この共済事由の問題については、これは制度創設以来のいわば宿題のようなものだったように思いますが、そのような形で何とか解決がつけられないかというのが研究会としての御報告の趣旨であります。

私からは以上です。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

ただいま奈須野室長と、山本委員から補足説明もありました中間報告（案）につきまして、御意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○多比羅臨時委員

多比羅ですが、今回提案された検討事項、基本的には賛成でございます。やはり魅力あ

る制度をつくっていくためには、掛金ですとか貸付限度額の引上げ、償還期限の延長ですとか、その他提案されていることについては、この提案されている方向で拡大していく。今まで利用の件数が、アンケートの取り方によってはそこまで達していないからとかいうことで、検討について留保されたのが、今回、思い切って提案されるということで、大変いいことだと思います。制度として魅力あるものをつくっておかないと、今後利用する人にとって、いざというときに全部利用できるという仕組み、それが加入に対しての促進、魅力づくりになるだろうと思うので、傾向としてはすべて賛成でございます。

ただ、前から気になっているのが（３）の共済事由の拡大の点について、これを拡大していくことそのものについては、基本的には賛成でございます。ですから、傾向として反対するところは何もないんですが、今、山本先生の方から御指摘されていましたが、この共済事由の拡大について、法定裁判所の手続外の倒産状態、経営破綻の状態について融資する場合に、過去にも悪用、乱用のようなことがあったものですから、それを防ぐための要素が必要であろうということ。

それから、時間をかければ判断できるけれども、この融資というのは緊急的な融資なものですから、単に融資するというんでは余り意味がなくて、突然の取引先が破綻した事態に対応して、直ちに融資を実行してもらおう制度として実行していくことが大事だろう。事前にわかっていたら、いろんな対応を取ってしまいますから、これが機能する、本当に役に立つ制度にするためには、突然取引先が破綻したときにすぐ対応してもらえる制度、ですから、融資の申込みをしてから融資実行までの期間を非常に短期間に行っていただきたい。今までも御努力として、だんだん短い期間になっておりますので、この傾向は強めていただきたいと思っているんですが、今度、共済事由が拡大することによって、慎重に検討する余地、時間がかからないように、是非お願いしたい。

そして、そのために要件をつくるのは大変御苦労された。特に裁判所外の手続ですので、13 ページの中で、2 つばかり要件を挙げられて、1 つは、弁護士等が代理人として選任された場合、あるいはその代理人から支払停止、または一時停止通知がなされた場合。支払停止、または一時停止の通知がなされたというのは、これは形としてあるわけです。これは割合判断しやすい。

1 つお伺いしたいのは、前に書いてあります弁護士とか司法書士に代理人として委任するという意味は、後の方のくだりを読むと、恐らく清算手続等を行っていることを意味したことなんだろうと思うんですが、これは外部に発表されるのかどうか。発表するときは、その次の、もう廃業しますので債権届出してくださいみたいな、後の方の通知になるのか。その前の段階での外形的な判断、一義的に判断できる事由というのはどういう場合に想定されるのか、ちょっと気になるものですから、そこはどんなふうにお考えになっておられるのか、そこを1 つ教えていただきたい。

それから、13 ページの下から3 行目ないし4 行目のところで、恐らく「これ」というのは上の2 つのことを言っているのかと思いますが、これに加えて、債権者一覧表とか財産

目録、こういうのが提示されるような場合には、なお同じような判断をしていいんじゃないかと思うんですが、このうちの財産目録とか、いわば貸借対照表のようなものが出されたときは、まさに1つの証左だと判断していいと思うんですが、債権者一覧表というのはまず余り機能しないんじゃないだろうか。通知の段階で債権者一覧表をつくるということはまず困難です。

我々が頼まれたときも、債権者一覧表は裁判手続でも出さなければいけないんですが、今の時点で債権者一覧表、直近のものはつukれないものですから、大抵2～3か月前の資料で、おおよそこうかなというのをつくる、あるいは依頼を受けてから債権の届出をしてくださいとつくるものですから、その通知を出してから、恐らく普通につくられる人だと1か月とか2か月間あるだろうと思うので、ここは実際問題として余り役に立たない。

そして、仮に入手できたとしても、困るのは、ここに書いてある会社側がつくった数字と、融資を申し込む利用者の金額と違うことが往々にしてあるので、かえってここを材料にされると、どっちが本当なのかというので大変困る。手形があるわけではないわけですが。手形を利用している場合にはそちらの方で明確になりますが、現実問題として運用しているときは、その辺が難しい問題かなという感じはしております。

それから、私は東京で仕事をしているせいか、私的整理の案件がそんなに多いのか、多い多いと言われているんですけども、その辺は、本当のところを言うとよくわからない状態です。倒産制度が発達したものですから、法的手続をすることが多くなったので、どれだけ需要があるのか。ただ、地方では、やはり必要なかなと思ったりはします。否定はしませんけれども、その需要の点が実際どうなのか、資料17に統計がありますが、なおよくわからないところでございます。その辺を検討して実施していただければ、要件が明確なことと、融資実行に当たって要する時間をなお短縮できるように御努力いただければ、制度としては賛成でございます。

○足立部会長

ただいま多比羅委員から、精算手続の委任にかかわること、債権者一覧にかかわること、それから、私的整理の頻度といいますか、3つほど質問があったと思いますが、いかがでしょうか。

○奈須野室長

まず、1点目の受任通知のところですけども、これは研究会でもいろいろ御議論あったところなんです。ここで言っている内容について、表現が適切ではなかったのかもしれないけれども、私的整理に着手するという意味での受任通知を意味しております。場合によっては②の方の支払停止とか一時停止の通知も併せて記載されるケースもあるかと思しますので、私的整理に着手して支払いをしません、もしくは請求をしないでくださいというようなことが書かれていればという意味で、こういう基準を入れています。

2点目の債権者一覧、財産目録の部分について、これは最初から要求してしまうと時間が相当かかるのではないかと、あるいは当初からこういう資料を作成して受任通知をされる

ケースは必ずしもないのではないかという御指摘かと思うんですけれども、私ども、この1月、2月に私的整理について調査しましたけれども、その中でもやはり債権者一覧とか財産目録を受任直後につくっているケースから、数か月かかってつくられるというケースもございまして、研究会の中でも、最初からこれを資料として徴求してしまうと、共済貸付の時効との関係で無駄に時間を過ごしてしまっただけで請求ができなくなる恐れがあるのではないかという指摘もございました。ここの部分については、当初からこの資料を要求するというのではなくて、あくまで補足的に、運用ベースで、こういう資料もあると、より乱用とか、あるいは不正請求が防げるのではないかということで、今後詰めていかなければいけないことなんですけれども、例えば、中小機構の方から直接弁護士さんにこういう資料をお願いしてみるとか、多分、契約者を通じて出していただくとすると、おっしゃったとおり、なかなか出しにくいかと思しますので、弁護士さんの方に直接お願いするようなケースを考えてございます。

あと、最後の私的整理の頻度が本当にあるのかどうかというお話なんですけれども、眞柄社長のところで調査していただいておりますデータ等がございまして、私的整理に分類されている案件というのは、たしか7割ぐらいが弁護士さんが関与されているケースを全部拾い上げていることになっておりますので、少なくとも清算型の、弁護士さんの介入している私的整理については、相当カバーされているのではないかと考えてございます。

あと、再建型の私的整理の部分については、通常的一般商取引で中小企業者が巻き込まれるケースは実はそんなに多くないと聞いておりますので、実態としては、TSRさんの方で公表されている全体の2%ないし3%ぐらいが私的整理ではないのかと考えておりました、そんなに件数としては多くないのではないかと、あるいは取りこぼしはそんなにないのではないかと考えております。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○荒牧委員

同じく私的整理のところなんですけれども、中小企業にとっては、こういった法的整理のほかに、結構よりどころとして使っているのが法人税法での事実上の貸し倒れとか、形式上の貸し倒れというのが、これまた非常にグレーな基準ですので、実際処理して、また否認されるというリスクもあるんですけれども、実際には結構それに基づいてやっていることが多いと思うんです。これは今すぐという話ではないんですけれども、将来的に、そういった法人税の基準で、例えば、税理士なり会計士が承認というか、サインしているものに関しては、そういった取扱いを認めるとか、そういったことも可能性としてはありなのかなと、コメントなんですけれども、御検討いただければと思います。

○足立部会長

いかがでしょうか。

○奈須野室長

直ちにということではないかと思えますけれども、今回、私的整理を対象に加えるに当たって、特に不正とか乱用防止という観点から、できるところから拾っていきたいと思っておりますので、今、御指摘のような内容についても、今後の実績とかを見て検討していきたいと思っております。

○荒牧委員

よろしく申し上げます。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○寺田臨時委員

全体的に、とりわけ貸付限度額を上げるとか、あるいは償還期間も延長していただけたかということ、大変前向きな方向で御検討いただいた点は高く評価をしたいと思っております。

別に表現ぶりについて何か変えてくれということで申し上げるつもりはないんですけれども、例えば、11ページの償還期間の延長のところの書きぶりで、私ども借手側の立場から見ると、連鎖倒産の危機に瀕して、非常に企業体力も弱っている、財務体質も弱くなっている。だから、そういった企業に対して、より優しくというんですか、そういった趣旨でもって期間を延長してもらおうというふうに、より受け止められやすいように、随所に出てくる回収率の効果が、かえってその方が上がるとか、償還が滞るリスクが増大する可能性があるけれども、そこを十分検討する必要があるとか、これはこれで非常にもっともな話なので結構なんですけれども、貸手の側の配慮がより強く出過ぎているような感じがするんで、この報告書は報告書で、客観的分析ということで、これでいいと思うんですけれども、いずれ国会で法律改正とか何かの際の提案理由説明のときには十分配慮していただきたいと思えます。

○足立部会長

ということですが、いかがですか。

○奈須野室長

承知いたしました。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○眞柄臨時委員

私も償還期間の件なんですけれども、今、おっしゃっていただいたように、長くしてもらえようという検討になっているのはいいことだと思います。ただ、5年間というところ、その会社自体、事業をやっていると相当変化しますし、周りの環境も変化してくるので、償還期間を延ばすのはあれなんですけれども、5年程度のところで一回区切りとして、償還状況、あるいはその会社の置かれた状況とかを見て、先の期間について、何か対処すべきこ

とがあったら対処するというような、どこかの節目というのは、5年ぐらいの間には必要なんではないかという感じがしますのが1点です。

もう一つ、これは確認なのですが、貸付金の限度額を上げた場合に、制度の形をそのままということになれば、10倍までということですから、そうすると、掛金の総額と掛金の月額金額も連動して変わるというふうに考えてもよろしいんですか。

○奈須野室長

10倍を前提に考えておりますので、掛金の額も当然上がるということでございます。

○足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○多比羅臨時委員

直接はこの提案とは関係ないことなのかもしれないんですが、先ほど、こういう制度を完備して融資してくれ、融資してくれと言いながら変な話なんです、取引先が倒産して回収できなくなって、例えば、今は限度ですから、3,000万だと引っ掛かって、融資してもらい、それは非常に助かるわけですが、3,000万の損を発生させて、実は大変な損を発生して、その分を幾ら無利息といえど返していかなければいけない。そんなにもうかるわけがないので、こういうのに引っ掛かったとか、非常にその会社自体が苦しくなる。そこが破綻することがある。

そのときに、何度か体験があるんですが、こういう制度で3,000万借りて、余り返していない段階で、借りた会社が破綻した場合に、償還期限を延ばしてくれと実際お願いすると、割合応じてもらえるんですが、一気に再建したいものですから、一部債権を、借りたお金を、例えば、半分にカットしてほしいような場合に、それはもうできないことになっている、そういうふうに言われるのは、保証協会もそうだし、ここ以外もそうなんです、ただ、だんだん変わってきて、融資している側から見ても、一部減額してあげた方が回収率が高くなるようなこともあるものですから、そういうときに、いろんな難しい制度が背景にあって、一部、法的手続のカットはやむを得ない、認めてもらえるわけですが、任意の場合に、そういう変更ができるようなことに今後進んでいくのかどうか、この辺はいかがでしょうか。今回の方向とは直接関係ないんです。

○足立部会長

では、お願いします。

○奈須野室長

今の任意というのは、3,200万なり、あるいは数千万、共済貸付を受けて、当事者が私的整理で倒れそうな場合ということですね。多分、債権カットというのは法制上なかなか難しいかとは思いますが、今でも減額というか、月々の返済額を少額で、なおかつかなり長期でということで、個別の交渉によって返済期間を相当弾力的にやっていただいていると思うんですが、棒引きにするとかというのは、制度上難しいかと思えます。

○多比羅臨時委員

制度としては難しいですかね。中小企業支援協議会が全国的にも整備されてきて、これは中小機構が仕切っているんだと思うんですが、それが利用されていくようになると、その必要性も出てくる。機構とすると、回収はしなければいけない、また支援協議会の方は利用させるようにしなければいけないという難しい立場なんだと思いますが、方向としては、難しい、変わらない状態というふうに考えた方がいいのでしょうか。

○和田理事

回収率を上げろという厳しい役所からのお達しがあって、そこを変えてもらえれば、我々も交渉の余地はありますけれども、回収率がどんどん下がると制度自体が潰れます。全員がそういうふうになってしまうと当然潰れる共済制度ですから、共済制度を維持するためには、やはり回収率をある程度保つ。平均すると85ぐらいになっていると思いますけれども、残り15をどうやっているかという、10%は本人からいただいて、5%はさっきあった4,000数百億の運用資金をいただいている。今まで余り借りられていないものですから、貯まっている分を運用して賄って、これでちょうど収支がぎりぎり合うぐらいになっている。例えば、回収率が80になったりすると、今すぐにでも破綻しそうなところで、逆に言うと、90以上になると、10%も取っているのはおかしいんじゃないかという話もあって、神の見えざる手ではないですけれども、ちょうどいいところなんで、全部棒引きだ、再生してくださいというのは、財政的には厳しい状態にあると思います。

○足立部会長

どうぞ。

○山本臨時委員

一倒産法学者としてですが、今の多比羅先生の問題意識は、ここでカットして、私的整理なり事業再生でやれば7割ぐらいは回収できる。ただ、ここで中小機構が拒否して、それで破産とか、あるいは民事再生とかということになると、機構の方も5割とかしか回収できない。そういう場合には、やはりある程度弾力的に対応いただきたい。

○和田理事

今でも相当弾力的に応じていますので、事実上取れるのかどうか分からないぐらいの、ものすごい少額にやり直していますので、中小機構のせいで倒産したみたいなことには勿論なりません。借金取りの鉄則として、生かさず殺さずでずっとこう、冗談です。無利息というのはこういう場合にいいことで、どんどん利息が貯まっていくという話ではないものですから、逆に言うと、ちょっとでも返してくださいという話にはなりやすいと思うんです。

○多比羅臨時委員

例えば、支援協議会等をつくったことがあるんですが、この関係だけは100%弁済なんです。その代わり、ほかの金融機関はカットになるんです。非常に目立って、信用金庫だとか信用組合から、こんなのは交渉して何とかせいといつも怒られるんです。自分のとこ

ろはカットして、国から借りたのは全額弁済なんて不公平だとよく言われることがあるものですから、そこでお尋ねしたわけです。

○和田理事

全額と言いますけれども、事実上、金利を取っているように見ると、ものすごく延ばすということは非常に、金融機関だと必ず金利を取っていますから、そういう意味ではすごい減額をしているというふうに言っただけならば。

○多比羅臨時委員

今日の問題ではないんですけれども、だんだんそういう問題が起こってくるかと思いません。というのは、保証協会が前はそうだったのが変わりましたので、そこを考えると、要求されていることになるかもしれません。

○足立部会長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、幾つか質疑応答ございましたが、基本的には修正意見というものではございませんでしたので、本案を本部会としての報告書としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立部会長

どうもありがとうございます。

それでは、本件の今後のパブリックコメントの取扱いにつきまして、事務局から御説明願います。

○奈須野室長

中小企業倒産防止共済制度の今後の在り方につきましては、本部会の中間報告としてとりまとめていただきましたけれども、この後、パブリックコメントにかけ、意見をいただきまして、中間報告に基づく更なる検討に役立てていきたいと思っております。

○足立部会長

以上で本日予定されておりました議事は終了いたしました。

本日は独立行政法人中小企業基盤整備機構の前田理事長にお越しいただいておりますので、ごあいさつをいただければと思います。お願いいたします。

○前田理事長

部会長、ありがとうございます。

私ども中小機構は、小規模の共済制度と倒産防止の共済制度を実際に運用している立場でございますので、この観点から一言申し上げたいと思います。

まず、小規模企業共済法の改正でございますけれども、新しく加入対象になります皆様にとりまして、私は、実務的な観点から言いますと、シンプルかつわかりやすい制度になるべく近づけることが大切だと思っております。

具体的な手続は今後整備されていくことになるわけでありまして、共同経営者の

確認の仕方、どういう書類を出すかといったような、いろいろなことがあると思いますが、実務を進める上で、シンプルかつわかりやすいものにできるだけなるように御配慮をいただきたいと思います。

また、この法改正が行われ、国会で実現した後に、実際に法律が施行されるまでには、必要な電子計算機によります電算機の処理システムを開発しなければいけません。利用者が大変多いものですから、私どもも電算機の処理システムの開発を急ぎたいと、できるだけ早く開発を進めたいと思います。

ただ、他方では、ざっくばらんに申し上げまして、昔と違いまして競争入札制度というのが導入されておるものですから、電算機システムを開発するのに、だれにさせていただくかというときの入札制度が競争になりますものですから、これは随意契約と違って、あらかじめ準備しておくとか、そういうことが全くできません。したがいまして、法律ができた後、政令や省令が細部にわたるまででき上がってから、仕様書をしっかり書いて、それを官報に公示して、それから入札手続に入るといってございまして、実際に開発に入るまでに、法律、政省令ができる時間を除いても5か月ぐらいかかってしまうというふうな最近の事情もあります。

その上でシステムの開発に取りかかるということになるんですが、120万人を超える契約者の方々がおいでになるものですから、お預かりしております共済金を計算するシステムとして、万が一にもシステムエラーがないように、また、トラブルが生じないように、慎重かつ確実な手順で開発を進めることが大切だと思っております。したがいまして、法律にもいついつまでと、こういうことが書いてございましてけれども、実施に至るまでには、私ども、急ぎますけれども、相応な期間が必要になってくるという事情があることを申し上げておきたいと思っております。

次に、倒産防止共済法でありますけれども、倒産防止の共済は、このところ、特に不況になってから大変な勢いで加入件数とか貸付の件数や金額が増加しております。そういう中で金額が増えたりすることもありまして、倒産防止共済の制度改正の必要性は私どもも感じているところであります。本日、整理していただきました制度改正の方向性は、昭和60年以来の制度の本格的な見直しに向けてのスタート台になるものだというふうに私どもは理解しております。御検討いただきましたテーマであります共済事由の拡充とか、あるいは限度額の拡大といったことは、いずれも中小企業の皆様から、そういう方向での制度拡充の声をいただいている課題でもありますので、是非これから前向きに改正の検討を進めていただくようお願いをいたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、当機構といたしましては、今日いただきました御意見を踏まえつつ、適切に両共済制度の運用に努めると同時に、この共済制度が中小企業にとりまして大変役に立つ制度であるだけに、制度の普及とか広報といったことについても、これからは努力をしまいたいと思っております。今後とも委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以上でございます。

○足立部会長

どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますが、横尾事業環境部長からのごあいさつをお願いいたします。

○横尾部長

事業環境部長の横尾でございます。

今日は長時間にわたり、小規模企業共済と倒産防止共済について御審議賜りまして誠にありがとうございます。

それから、浅野先生はもう御退席されましたが、小規模企業共済の小委員長をされた浅野先生、倒産防止共済の研究会の座長をしていただきました山本先生には、とりまとめに向けて大変御尽力賜りまして誠にありがとうございます。

2つの制度を、特にこの経済危機の中で、中小企業、小規模企業の方は大変厳しい状況にありますので、よりよい制度にということで、私ども、今日いただいた提言を基に、制度の具体化を急ぎたいと思っております。

小規模企業共済の方は、今の経済危機でとりわけ厳しい状況にある零細・個人の事業者の方のある意味セーフティネットの拡大ということでもありますので、制度の具体化を可及的速やかにやりたいと思っております。今、理事長からのございでしたが、制度が具体化された暁には、事情はあれでございますが、できるだけ早期に実施いただけるよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。

倒産防止共済の方は、共済金の貸付限度額等の引上げにつきまして、具体的な水準というのはもう少し詰めなければいけないところもありますので、こちらの方も更に今後詰めをしてまいりたいと思っておりますので、引き続き先生方には、いろんな御知見を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は誠にありがとうございました。

○足立部会長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。